

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第4回）	
事務局	企画財政部 企画課 企画調整係	
開催日時	平成18年4月12日（水）午前11時07分～12時00分	
開催場所	小金井市民会館A会議室	
出席者	委員	委員長 稲 正樹 委員 副委員長 石井 忠史 委員 委員 小沼 正博 委員 長谷 匡二 委員 横尾 和儀 委員 欠席委員 0人
	担当課	教育部次長兼生涯学習課長 石川 明 生涯学習課長補佐 伊藤 信之 生涯学習課主査 中島 将雄
	事務局	企画課長 伊藤 茂男 企画課長補佐兼企画調整係長 三浦 真 企画課主査 林 利俊 企画課主事 高橋 弘樹
傍聴の可否	可	一部不可 不可
会議次第	1 開会 2 平成18年度 諮問第1号 小金井市立清里山荘の指定管理者候補者の選定について 3 次回の日程 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第4回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成18年4月12日(水) 午前11時07分～12時00分

場 所 小金井市民会館A会議室

出席委員 5人

委員長 稲 正 樹 委員

副委員長 石 井 忠 史 委員

小 沼 正 博 委員 長 谷 匡 二 委員

横 尾 和 儀 委員

欠席委員 0人

担当課職員

教育部次長兼生涯学習課長 石 川 明

生涯学習課長補佐 伊 藤 信 之

生涯学習課主査 中 島 將 雄

事務局職員

企画課長 伊 藤 茂 男

企画課長補佐兼企画調整係長 三 浦 真

企画課主査 林 利 俊

企画課主事 高 橋 弘 樹

(午前11時07分開会)

◎委員長 ただいまから、第4回の指定管理者選定委員会を開催いたしたいと思えます。

まず、教育委員会のほうから、本日の審議に当たりまして諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎石川教育部次長 諮問書。小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり下記の次項を諮問します。

記

平成18年度 諮問第1号

小金井市立清里山荘の指定管理者候補者の選定について

小金井市教育長谷垣十四雄、代読。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◎ **委員長** ありがとうございます。

ただいま教育委員会から、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第1項の規定による諮問がございました。

平成18年度諮問第1号、小金井市立清里山荘の指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。本件につきまして、説明のため、担当課から石川教育部次長、伊藤生涯学習課長補佐及び中島生涯学習課主査にご出席をいただいております。

初めに、この間の経過につきまして、担当課から簡潔にご説明をお願いいたします。

◎伊藤生涯学習課長補佐 生涯学習課長補佐、伊藤でございます。公募から募集の締め切りまでの経過について、ご説明をいたします。

3月5日号の市報及びホームページで、清里山荘の指定管理者の募集について広報を行いました。3月16日には、山梨県北杜市の現地において現地説明会を開きました。9社の参加がございました。その後、3月29日から4月3日までの間で、申請書の提出期間中に応募を受け付けまして、応募した団体が5社ございました。提出された書類については、お手元にご配付してございます。

以上、ご報告を申し上げます。

◎ **委員長** 担当課の説明が終わりました。

これから、審査を行ってまいりますけれども、当初、委員長として考えてまいったことは、冒頭、本委員会の前にお諮りしたとおり、本日は、実質的に呼び出して、説明を加えた審査を行っていくということよりも、公平・公正の観点から、書面による1次審査をするということとあります。後日、当該団体の説明を含む第2次審査を行って、指定管理者候補者を選定したいと考えております。

そこで、まず2段階ということで、本日は書面審査、それから後日、実質的に当該団体の説明を聞いて審査をしていくということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ **委員長** ありがとうございます。

それでは、第1次審査と第2次審査という形式で行っていききたいと思います。

第1次審査につきましては、本日、提出されております書面による形式的な審査をまず行っていくということでありまして、欠格事項等に該当がなければ、第2次審査の対象にしていききたいと思います。それでよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ **委員長** それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、応募要項記載の応募書類について、確認をしていきたいと思います。応募書類は、(1)指定管理者指定申請書から(11)小金井市清里山荘の管理運営に関する業務の年度別収支予算書までありますが、まずすべてについて提出されているかどうか、担当課に確認いたします。よろしく願いいたします。

◎伊藤生涯学習課長補佐 4月7日金曜日、本委員会の事務局である企画課へ、(3)登記事項証明書並びに(5)申請者の概要がわかる書類から(11)小金井市清里山荘の管理運営に関する業務の年度別収支予算書まで、応募のあった5社について提出をしております。ただし、この中でレパスト社だけは、株式を公開していないということで、事業計画書、それから事業報告書は作成していないということで提出がありませんでした。

なお、(1)指定管理者申請書、それから欠格役員不存在誓約書と登記事項証明書、それから納税証明書については、5社からすべて提出を受けてございます。

以上でございます。

◎委員長 今、生涯学習課長補佐からご説明がありましたように、5社からの指定管理者候補者の申請に当たっての応募書類につきましては、株式会社レパストの場合には、少し提出されていないものがあったということですが、それ以外はすべて提出されているということでありました。

そこで、本日の第1次審査ですけれども、まず書面によって、形式的に審査を行っていくということでもあります。そこで、応募資格に合致しない、欠格条項に該当する事項がないかどうか、それから、明らかに虚偽と思われるような記載がないかどうかについて審査を行ってまいりたいと思います。

そこで、第1点目は、2番目の欠格役員不存在誓約書であります。これは、小金井市の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定の中に、まずそれぞれの法人さんの役員の中に、議員、市長、助役等の本人、配偶者及び2親等以内の親族がないということの証明であります。既に、平成18年第1回市議会定例会の中で、このような誓約書だけの確認でよいのかどうかという発言をした議員さんがおられたということですが、この点について、市として何か方策を研究されているかどうかをまずお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、4番目の納税証明書等ということで、直近の2年分の納税状況を証する書面という形になっておりますけれども、これについて、納税状況についてはそれぞれどうかということのご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎伊藤生涯学習課長補佐 1点目の欠格役員不存在誓約書のみの提出でいいかどうかということでございます。他市では、戸籍などを取り寄せたということも議員がおっしゃっていたわけですが、個人情報等の関係上、そこまでは適切ではないのではないかと私どもは考えております。誓約書をもって、会社が責任を持って出しておるわけですから、もしこれに虚偽があれば、その時点で失格になります。一たん受けていながら途中で失格ということは、企業にとっても大変なリスクになりますので、この点については、誓約書をもって確認をするということでは十分ではないかなと考えております。

それから、納税証明書ですが、この時点で未納のところは1社もございませんでした。これについては、過少申告ですとか延滞税が発生していたところもありましたが、その後についてはすべて完納してございます。

以上です。

◎ 委員長 ご説明が終わったわけですが、欠格役員不存在誓約書は、今回のこれにはないということです。今のご説明で、実際にそういう者はおりませんという誓約書を出しているだけでいいのかという質問があったということですが、ほかの書面でこれに該当するということを実際に担保させるのはなかなか難しいことのようにあります。したがって、次回の第2次審査の際に、委員長のほうから、再度口頭で、確かに間違いありませんねと確認することにしたいと思いますけれども、そういう取り扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ 委員長 それでは、ご異議は特にないということですので、そのように確認してきたいと思います。

それから、納税関係につきまして、これも今ご説明がありましたように、欠格事項の該当はないということになります。

それから、ほかの提出書類につきまして、明らかに虚偽と思われるような記載がないかどうか、ご確認をお願いしたいと思います。

それから、少し時間的にきつかったかと思いますが、それぞれある程度お読みいただいたと思います。事業計画書の中の管理運営基本方針、それから団体の理念等の記載事項から判断いたしまして、先ほど議論いたしました審査基準の1番目、大前提ということですが、公平・公正な使用の確保という審査基準の中で、施設の設置目的に合った理念・運営方針を各社が持っているか、それから、②でありますけれども、実際に利用する際に、公平性を維持する考え方と方策を持っているかどうか、この点を、まずそれぞれのところについて審査を本日も行ってきたいと思います。

それからもう一点は、収支予算書、それから年度別の内訳表というのが収録されていたかと思いますが、それを審査していきたいと思いますが、整合性がないかどうかについて、収支予算書と年度別内訳表の検討をしていきたいということでございます。

あわせて、そのほか何でも結構ですので、提出書類についての第1次審査についてご質問があれば、どうぞよろしくお願いいたします。

既に金曜日に配付されているところの資料等で、いかがでしたでしょうか。現在事項全部証明書のあたりで、それぞれの会社の設立目的等々ございますけれども、何かお気づきの点は。

◎ 委員 登記事項証明書、現在事項全部証明書等が5社添付されていますけれども、清里山荘は飲食業という目的が入っていないとだめでしょうね。

◎ 委員長 飲食業ですか、いかがでしょうか。定款の中にですか。

◎ 委員 あるいは目的も。2社ばかり、ちょっとそれが見当たらないんですね。フードサービスシンワは、前にやっていたというからよかったのかな。それから商船三井は全くありませんね。そういう目的が欠落しているように思うんですけれども構わないのでしょうか。

◎ 委員長 まずは、委員からのご質問ですが、商船三井さんはどうなんですか。

◎石川教育部次長 実績をすべて見てみますと、やられておりますので、特に民間の施設の管理運営や……。

◎委員 飲食業がないと、保健所の許可の申請がおりないと思うんです。

◎石川教育部次長 そうですね。多分、旅館、ホテルとかと同等の資格を持っているということだと思います。飲食業という面でも、それを運営できる資格を持っている。

◎委員 普通、私の経験では、そういう飲食業という目的がないと、保健所で許可を出さないとと思うんだけど、私の関与先ではそういう事例がありますので。実績はあるんですか。

◎伊藤生涯学習課長補佐 ございます。

◎委員長 商船三井さんの目的のところは、定款の目的をそのまま書いているわけですね。

◎伊藤生涯学習課長補佐 そうです。実績云々は、今回の資料の中の会社経歴書にございます。それから、その隣のところに、類似施設実績一覧表というものがありますが、インデックス5番のところにあります。

◎委員長 でも、実際にほかの保養施設等でいろいろやっていると。宿泊管理の中に供食業務というのが出ています。全部、大丈夫ですね。

◎石川教育部次長 全部受けておりますので、特に問題はないと思います。

◎委員 委員、あれですけども、定款の前各号に附帯する一切の業務では逃げられないんでしょうね。

◎委員 ええ、ちょっと無理でしょうね。関連する項目がないからね、飲食業。

◎委員 食品の製造加工では逃げられないんですよ。

◎委員 商船三井の場合は、特に……。

◎委員 いや、今はフードサービスで申しましたので。商船三井はちょっと怪しいと思うんですが。

◎委員 フードサービスは、飲食業ではないと思うんですよ。製造ならびに販売は。

◎委員 附帯業務。

◎委員 意外に気がつかないところなんですけどね。

◎委員 ほんとうは定款を変えていくべきだったんですね。

◎石川教育部次長 フードサービスシンワさんも、もう既に指定管理をかなり、新宿区、清瀬市、板橋区、台東区、長野県の佐久のほうで指定管理者業務を受けております。そういう実績は持っております。

◎委員長 前各号に附帯する一切の業務あたりでいいですか。

◎委員 逃げられるかどうか。ちょっと怪しいな。

◎委員長 よくわかりませんが、商法のあれではないので、すみません。みんな、定款の目的の範囲外というので、いつも議論になっておまして。

◎委員長 ありがとうございます。

それから、もう一つのこちらの収支はいかがですか。特に何かお気づきの点は。18年度と

19年度の収支予算でありますけど。

◎ 委員 各社金額が、売上高に結構上下差がありますね。19年度あたりは、最低で商船三井、最高でニッкок、売上高にかなりの差がありますね、収入の合計で。こんなにも差が出てくるものでしょうか。

◎ 委員長 具体的にはどこですか。

◎ 委員 19年度の売上高、指定管理料から、7その他の合計ですね。

◎ 委員長 数字ですね。

◎ 委員 ええ。

◎ 委員 委員長、これは何か市のほうに伺わなくちゃいけないんですけども、今、からご指摘の指定管理料についても、各社によって明確に違うわけですね。これは各社が、最低限が何か決まっているらしいけれども、いわば任意というか、それぞれの計算の予測においてこういう数字を出したという話がたしかあったかと思うんです。

それから、細かい話ですけども、物品販売とか飲料とか自販機について、自主的に載せているところもあるし、載せていないところもあるということで、ご指摘のように、収入関係においても大分違います。なぜこういう差が出てきたのか、各社の収支計算において、当然こういう結果になったのかとも思うんですが、ちょっと判定に苦しむところでもあります。

◎ 石川教育部次長 そうですね。基本的な考え方としては、募集要領にありますとおり、その内容を各社で精査していただきまして、基本的な指定管理料は各社出そろっておりますので、私どもが一番気にするところは、その指定管理料を5社がどういう形で出してくるかというのがございます。

そのほかに、第2項の収支につきましては、それぞれ各社の独自性ということで、例えば使用料だと、多分、見込み人数等を出されて、それに数字を、いわゆる単価を掛け合わせて、食事についても同様だと思うんですが、例えば19年度の収支予算の中の、シンワさんのほうで見ますと、飲料、自販機、物品販売は一切入っていないんですね。それは、全部の食料とか、そういうところで把握してきている可能性もないわけではないなという気はしてございます。だから、食料の中に飲み物なども含まれている可能性はあるのかなという気もしてございます。きちんと書いてあるところも何社かございますので、それは事業展開の仕方も一つあるかと思えます。私どもが感じたところは、その程度です。

◎ 委員長 ほかに、何かお気づきの点はありましたでしょうか。

◎ 委員 19年度を見ても、支出の中で、事務費、管理費、事業費というのは、それぞれ各社によって仕分け、基準が違うようでありまして、数字が非常にばらつきがあるんですね。これはおそらく、この2、3、4はトータルに見たほうがいいんじゃないか、あるいは人件費を含めて、そういう感じがいたしました。

◎ 委員 私も同感なんですけど、出資に関しては、会社によって項目の分け方が多少違う点があるので、この中身をずっと全部比較していくと、ちょっと難しいなという点と、それか

ら、やっぱり気になったのは、指定管理料がかなり大きく違うので、この辺はどうしてかなというのがありました。

それともう一点は、いわゆる大きい本体を持っているのが、大きい本体の費用をここにどれだけ配布しているのかなという、その辺がよくわからないんですね。ちゃんと適正に配布されているのかどうか、その辺がどうなっているのかなと。果たしてちゃんと配布できるものなのかという疑問点がちょっとありました。

◎ 委員長 指定管理料のところですか。

◎ 委員 いや、指定管理料じゃなくて、全体としてです。

◎ 委員 19年度、例えば収支のAマイナスBというのがあるんですが、シンワ、あるいはサンアメニティなどはゼロになって、ほんとうはおかしいですね。指定管理者は利益を出していいわけなので、これはおそらくどこかおかしいんじゃないかと思うんですね。ほんとうはゼロじゃないと思います。これは、明らかにそのとおりだと思うんですね。

◎ 伊藤生涯学習課長補佐 この書類と同時に、計算書のほうはエクセルでつくったものをメール添付して送っていただいております。その計算式を見ますと、特にシンワさんなどは、収支をゼロにすることを前提にして、収入と支出を計算しまして、その差額分を指定管理料という計算式で出していたようです。

◎ 委員 それは、ほんとうは収支計算としてはおかしいですね。ゼロなどということはありません。

◎ 委員 私もそれは同感です。確かに、事業計画書で収支をゼロというのは、計画書としては非常にまずいなどというふうに思います。むしろ、とんとんで逆に正直なのかなと思ったりもしたんですけれども、やっぱりここはプラスの事業計画書じゃなきゃおかしいと思います。

◎ 委員長 これは、何か市のほうで行政指導したりとかそういうことじゃなくて、業者さんのほうでゼロに合わせて出していくという考え方で。

実績というか、今やっているのがシンワさんなんですか。

◎ 伊藤生涯学習課長補佐 そうです。その次のサンアメニティさんは、今まで私どものほうでやったことはございません。

◎ 委員長 でも、ここもゼロにしているわけですね。

◎ 伊藤生涯学習課長補佐 はい。

◎ 委員 私が委員として申し上げているのは、ゼロだから失格であるという意味ではありません。もっと、何というか、企業の熱意とかいろんな点を勘案しないと判断できないと思います。単に数字上のあれにすぎませんから。

◎ 伊藤生涯学習課長補佐 指定管理料の計算の根拠というのは、資料を配ったほうがいいですか。では、私どものほうで出しますので。

(資料配付)

◎ 伊藤生涯学習課長補佐 まず11ページ、一番最後のページになります。これは、議会に提

出した資料でございます。18年度の指定管理料の計算をしたものです。私どもの予算の中では、清里にかかわる分は、事業ということでは維持管理にかかる部分、それから、要するに子供たちの事業を展開する分と2つに分けてございます。これらのものの中で、それぞれ報償費、賃金、それから需用費、委託費、役務費、使用料などがあります。こういったものの中で、直接指定管理者が支払うべきものということで、まとめて算出をしたものです。費用を一たん算出した上で、9月から翌年の3月までの利用料の見込みということで、289万6,000円を見込んでおまして、この分を引いたものということで、2,626万3,000円を指定管理料として計上してございます。これが、18年の指定管理料の計算でございます。

1つ戻っていただきまして、10ページになりますが、こちらは15年、16年の使用料と費用の中で指定管理者が支払うべき費用というものをまとめたものでございます。その2年間の平均を右隅に出してあります。一番下の表ですけれども、修繕費については、決算書ですと、その時々によって変動がありますので、平均的にこれだけかかるでしょうというのが市のほうでありますので、それに従って、建物と備品について20万と30万を加算いたしまして、総費用額として4,900万を計上してあります。それから、使用料が2年間の平均で600万ほどありますので、これを差し引いた分として4,301万7,000円が、あくまで見込みですけれども、このような額でどうだろうかということで計算しています。

表上で何かご不明な点がございましたら。

◎ 委員長 これは、市のほうの指定管理料の見積もりであって、各社で出てきた指定管理料の計算の根拠は特にないわけですね。だから、シンワさんとかサンアメニティに関しては、まず事業費を計算して、あと使用料を計算して、逆算でプラスマイナスゼロになるように指定管理料をきつとつくったわけですから、別に疑問でも何でもないと思うんですけど、ほかのところは若干利益を上乗せして指定管理料のほうを計算しているというわけですね。

収支予算を見て感じたのは、商船三井とニッコクとの差をすごく感じまして。

◎ 委員 すみません。今、生涯学習課のほうでご説明のあった費用の計算の10ページですけれども、本市の非常勤嘱託職員200万というのがありますが、これは、指定管理者になると当然要らないわけじゃないでしょうか。

◎ 伊藤生涯学習課長補佐 そのところですが、一応、教育目的の職員を置くことになっていきますので、計上しております。

◎ 委員 ちょっと、よくわかりません。

◎ 委員長 今いただいた資料は、次回の際に使う趣旨でおつくりになっているんですか。

◎ 石川教育部次長 これは、今というよりも、今日の会議が終わった後に、わかりやすい資料として読み込む際の総括資料と考えていたんですが、話が出ましたので、まとめたものでありますので。

◎ 委員長 何か補足説明はございますか。これ、説明いただくと時間がかかっちゃうので。

◎ 石川教育部次長 そうなんですね。量が多いものですから。

◎ 委員長 読み方とか、何か作成の観点とか、もし。

◎ 石川教育部次長 今出たご質問なども、私どもとしては、これだけある程度の経費もかかっていたので、これを基準としまして、今度は指定管理者になりますと、かなり自由な各社の裁量で、ただ条件としては、やっぱり事業をやっていただくことになりますので、教師だとか資格的なものも含まれてきますので、そういうのはある程度、考え方として業者さんにも持っていただくと。いわゆる資格職みたいになりますので、参考ということで、うちのほうでは大体この程度だろうという見込みを出してございます。

それから、4ページ、5ページの表でございますが、4ページに載っているのは、ほんとうに各社の出されたとおりに、人員配置なども表になってございます。ただ、これだと見づらいということがございまして、各社まちまちの表現を使っておりますので、少しまとめたらどうなるかというところで、2枚目の5ページのところに、少しまとめた人員配置をつくってございます。

それで、6ページは各社の人件費だけを取り上げて見た場合の数字で、人件費各社の合計をまとめたもので、参考にしていただければと思います。

それから、7ページ、8ページですが、これは、各社の青少年育成事業、こういった事業にするか、それからサービスの向上、集客向上にどう対応するかという中身をそれぞれまとめたものでございまして、実施事業、とにかく実施する業者さんには丸印をつけてございます。

9ページは、各社の集客見込み数を記載しているかしていないかの点をまとめてみたところ、2社だけが具体的な数字が入っていたということでございます。

10、11は、私どものほうの予算上の見込み状況を示してございます。

以上でございます。

◎ 委員長 1つ質問をよろしいですか。

読み方なんですけど、7ページ、8ページのいろんなものをやりますということで、例えば上から3つ目に農業体験があるんですけれども、丸が書いてあるのは、これをただやりますということで、商船三井の種まきから収穫というのは、具体的に書いてあった、そういう趣旨ですね。ほかは、ただやりますという。

◎ 石川教育部次長 なるべく短い文字の中で、業者さんを確実に反映させてつくったつもりなんですけど、なかなか表現できないのは丸で表現させていただきました。

◎ 委員長 それでは、総括一覧表をいただきましたので、これをもとに、あるいは1次資料をもとに、私どもで次回までによく読み込んで決めなくちゃいけないというのは責任が重いような気がいたしますけれども、本日の取りまとめでありますけれども、1次審査で、一応、形式審査をいたしまして、まず役員関係と納税関係につきまして欠格事項はないということで、そういう判断でよろしいでしょうか。

それから、虚偽記載、虚偽と思われるような記載もないと判断できるということになりますね。

それから、あまり議論は深まらなかったわけでありまして、前提事項ということで、事業計画書の管理運営基本方針と団体の理念の記載事項から判断いたしまして、公平・公正な使用の確保という審査基準につきましては、公正・公平が確保されない場合には当たらないと判断したいと思います。

それから、収支計画書と年度別内訳表でありますけれども、明らかに整合性がないとは言えないと判断したいと思います。

そういうことで、以上で第1次審査を終了いたしたいと思います。そこで、審査の結果、平成18年3月29日から4月3日まで、5社から応募のありました小金井市立清里山荘の指定管理者の申請書類につきましては、いずれも欠格事項に該当する事項はないと判断されますので、5社すべてについて第2次審査を行うことといたしたいと思いますけれども、この点、ご異議ないということによろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは、ご異議なしということでありましたので、申請のありました5社について第2次審査を行うことを決定したいと思います。そこで、第2次審査をしていく際の具体的な審査方法について協議したいと思います。第1次審査に合格した5社について、提出書類の補足的説明10分、質疑15分、採点10分の1社当たり35分といたしたいと思います。

また、説明に当たっては、パソコン等の使用は、時間の関係で認めない、呼び出し時刻は、申請書の受付順ないし提出順、各社の説明員は2人までということで、第2次審査を行っていききたいと思いますけれども、これによろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。時間配分等につきまして、そのように決定いたします。

それから、選定基準の配点であります。先ほどの確認になります。2月8日開催の本委員会での協議を若干見直しまして、もう一度申し上げます。審査基準の1は既に終わりました。確保されない場合は失格と。2は、現状と実績25点、サービスの向上30点、経費の縮減など効率的な運営20点、安定的な施設運営の継続的提供25点としたいと思います。これはそれぞれ各自でつけていきまして、5人の委員の合計点の一番高い1社を候補者に選定したいと思いますけれども、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

◎ 委員 この右側にある細かい配点案1とあります。これは、今回は考えなくていいですね。

◎ 委員長 なしです。

それでは、例えば具体的なやり方としては、この10分の採点時間の中で、それぞれが、じゃ、2番目の実績は25満点のところ25点とつけるのか、5点とつけるのか、そういうことです。ありがとうございます。

それでは、今申し上げましたとおり決定したいと思います。

最後に確認でありますけれども、次回の日程でございます。

◎ 委員 その前にちょっとお聞きしたいんですけど、今回これが配付されて、細かくは見られなかったんですけども、採点の方法もわからなかったのも、きょう明確になったので、その目を持ってやることができるんですけど、当日、例えば今、25、30、20、25と決めたんですけど、この区分に①、②、③とかというのがありますけど、それごとに点数をつけるのではなくて、(2)とか(3)、トータルで25点満点で、ポイントとしてはこういうことを見ながら点数をつけるということでもいいのでしょうか。

というのは、当日、説明と質疑応答が終わってから、採点をいきなりつけようとする、すぐく迷ってしまったりすると思うので、一応、データのほうを細かく見て、自分なりに、話を聞く前の点数をつけて、話を聞いてそれをプラマイしていけば、わりと早く点数が出てくるのかなと思ったので、事前にちょっと考えておきたいと思ったときに、トータルで考えていくのか、項目ごとに配分するのかわからないのかという。

◎ 委員長 トータルとおっしゃいますのは。

◎ 委員 例えば(2)のときに、①、②、③がありますけれども、これを総合的に考えて25点満点で決めるのか、①に関して何点満点でどのぐらいと決めていくのかという。前に、配点案で5、5、5というのを、下のほうの(3)で、案ではあるんですけど、10、10、5とかで配点していますよね。それをトータルで、例えば30で見るのか、4項目について7点ずつで見ていくのかとか。

◎ 委員長 トータルで採点するということにしたいと思います。最後に第2次審査の開催日でありますけれども、4月24日月曜日午前9時開始といたします。では、大変ありがとうございました。

(12時00分閉会)